

平成十九年国土交通省令第七十二号

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）第五条第一項の規定に基づき、海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則を次のように定める。

（安全水域への入域の許可の申請）

第一条 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により安全水域への入域の許可を申請しようとする者は、第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 安全水域に入域する者に係る運転免許証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券、船員手帳その他の身分を証する書類の写し

二 船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の写し及び安全水域における船舶の航行経路を示す図面（船舶により安全水域に入域する場合に限る。）

2 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか、安全水域への入域について当該安全水域に係る海洋構築物等の管理者の同意を得ていることを証する書類その他の許可をしようかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 第一項の規定による申請書の提出は、国土交通大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定期間内の入域に關し一括して行うことができる。

第二条 国土交通大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、第二号様式による許可証を交付する。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十九年七月二十日）から施行する。

附 則 （令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年八月三十一日国土交通省令第五三三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式（第1条関係）

Table with 2 columns: 申請書 (Application Form) and 申請者 (Applicant). It contains fields for personal information, application details, and official stamps/signatures.

第2号様式（第2条関係）

第2号様式（第2条関係）

安全水域入域許可証

Form for Safety Water Area Entry Permit. Fields include: 許可の年月日 (Date of Permit), 許可番号 (Permit Number), 入域を許可する者の氏名、性別、生年月日、住所及び本籍 (Name, Gender, Date of Birth, Address, and Nationality of Permit Holder), 許可の有効期間 (Validity Period), 入域を許可する安全水域の位置及びその範囲 (Location and Scope of Permitted Safety Water Area), 安全水域に入域する目的 (Purpose of Entry). A large section for 条件 (Conditions) is present, followed by a declaration and the date of issuance (交付年月日).

国土交通大臣 印